

# コミュニティースクール（学校運営協議会）って何？

## 1 コミュニティースクール（学校運営協議会）はなぜ必要なの？

### コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度の充実に向けて ～「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ～

#### 1. 「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ

##### 【子供たちを取り巻く現状】

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

- 児童虐待の増加 貧困問題の深刻化
- 子供たちの規範意識や社会性等の課題
- グローバル化
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化
- （生産年齢）人口減少の進行
- 複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、  
**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことが必要となります。

#### 2. 「社会に開かれた教育課程」

##### これからの教育課程の理念

###### ＜社会に開かれた教育課程＞

教育課程そのものを  
社会に開いていくこと

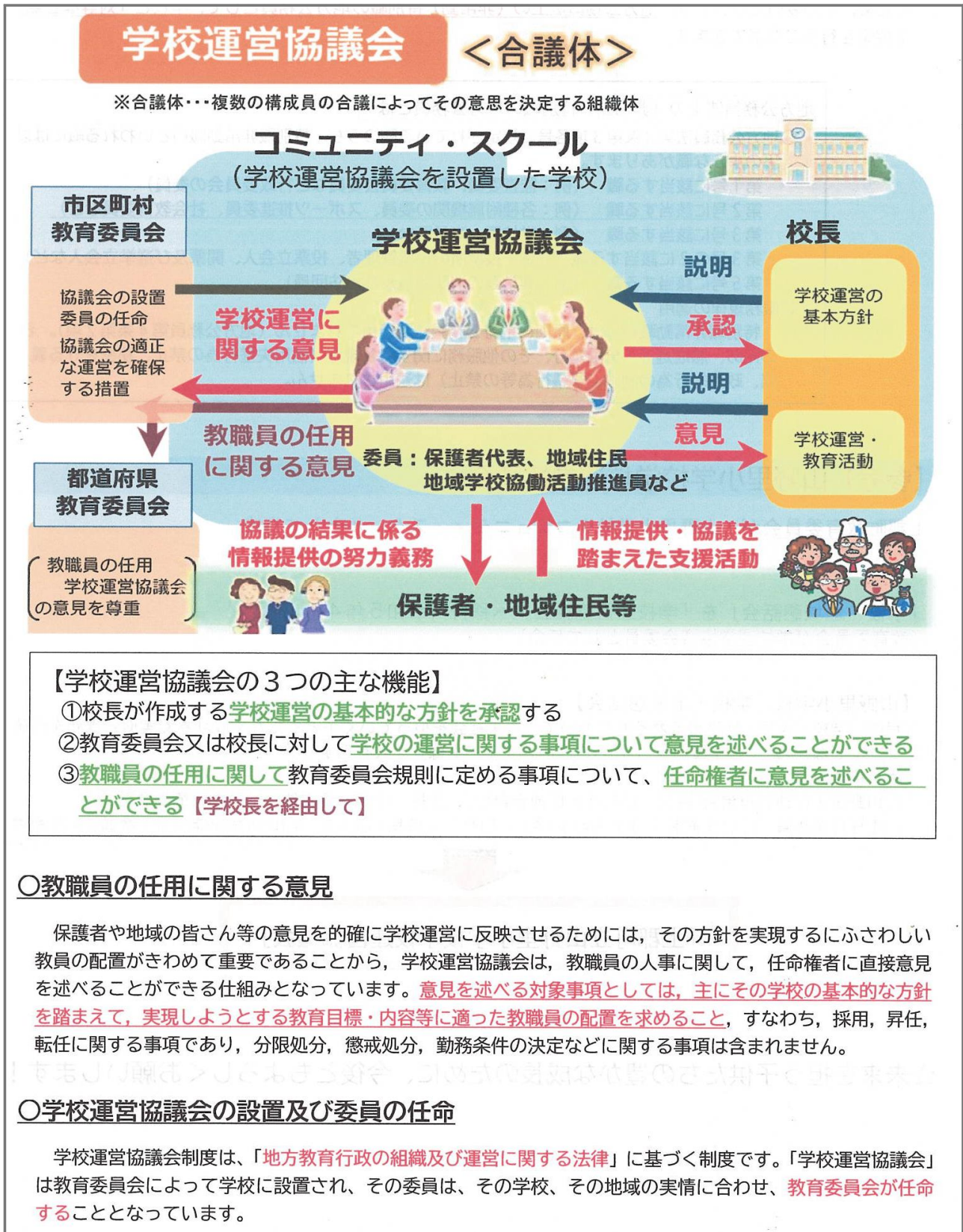
- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、  
よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を持ち、  
教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い  
関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、  
教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、  
放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、  
学校教育を学校内に閉じずに、  
その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

地域と学校がお互いに「**当事者（対等な立場）**」となり、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョン**」を共有します。

コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校」及び「社会に開かれた教育課程」を推進し、子供たちの健やかな成長を目指す仕組みです。



## 2 コミュニティースクール（学校運営協議会）のしくみとは？



## ○学校運営協議会の委員の身分

学校運営協議会は、一定の権限を持って、学校運営や任命権者の任命権の行使の手續きに関与する機関であるため、その委員については、地方公務員法上の（非常勤）特別職の地方公務員として、学校と「対等な立場」で協議を行うことができます。

### 地方公務員法上の（非常勤）特別職の地方公務員とは…

○地方公務員法第3条第3項各号に規定されている職のうち、特別職非常勤職員といわれる職には以下のような職があります。

第1号に該当する職（例：監査委員、教育委員会委員など行政委員会の委員）

第2号に該当する職（例：各種附属機関の委員、スポーツ推進委員、社会教育委員など）

第3号に該当する職（例：学校医、産業医など）

第3号の2に該当する職（例：投票所の投票管理者、投票立会人、開票及び選挙立会人など）

第5号に該当する職（例：非常勤の消防団員及び水防団員）

### ○服務規律の適用

特別職非常勤職員には、原則、地方公務員法が適用されません（地方公務員法第4条第2項）。そのため、懲戒処分、分限処分、その他服務に関する各規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）は適用されません。